

奈良工業高等専門学校点検・評価規程

平成 5年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価 については、この規程の定めるところによる。

(委員会)

第2条 本校に、前条の趣旨に即し、点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、本校運営会議の委員をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会に委員長補佐2名を置き、校長が指名した委員をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- 一 点検及び評価の基本方針並びに実施基準の策定に関すること
- 二 点検及び評価の実施に関すること
- 三 点検及び評価に関する報告書の作成及び公表に関すること

(点検・評価事項)

第4条 点検及び評価を行う事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の教育理念及び目標に関すること
- 二 教育活動に関すること
- 三 研究活動に関すること
- 四 施設・設備に関すること
- 五 国際交流に関すること
- 六 生涯学習に関すること
- 七 社会との連携に関すること
- 八 学校運営に関すること
- 九 自己評価体制に関すること
- 十 委員会が特に必要と認めた事項

2 前項各号に係る具体的な点検・評価項目は、委員会が別に定める。

(点検・評価の実施)

第5条 委員会は、点検・評価項目により、一定期間毎に点検及び評価を行うものとする。

(報告書の作成及び公表)

第6条 委員会は、とりまとめた点検及び評価の結果を、報告書等として公表するものとする。

(点検・評価結果の対応)

第7条 校長は、委員会が行った点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、運営会議又は関係する委員会にその改善策の検討を付託するものとする。

(小委員会)

第8条 委員会の下に、小委員会を置く。

2 小委員会は、点検・評価の具体的な項目について検討し、その内容を委員会に報告するとともに、提出された点検・評価について報告書への纏めを行うものとする。

3 小委員会に委員長を置き、委員会の委員長補佐をもって充てる。

4 小委員会の委員は、選任教員の中から校長が指名する。

5 小委員会の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(専門部会)

第9条 委員会に、点検及び評価に関し専門的な事項を調査検討及び実施させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、その都度委員会において審議する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。